


所管部課	子ども生活部市民生活課	部長	榎本 豊			
件名	東大和市立地区集会所条例施行規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市立地区集会所条例				
	部課機関	社会教育部中央公民館				
<p>1. 要 旨</p> <p>公共施設案内・予約システムを利用した施設利用予約の抽選を平成28年4月利用分から開始するため、東大和市立地区集会所条例施行規則に、桜が丘集会所の予約の特例を追加する必要性が生じたため、規則の一部改正を行なうものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月の初めの調整等の会議を廃止するため、第3条「桜が丘集会所の申請の調整」を削除し「桜が丘集会所の利用の予約」に改め、第4条「桜が丘集会所の利用の予約の特例」を加える。 ・これにより、抽選の申込み開始を、利用する日の2月前の初日から14日までとし、抽選日を15日とする。 <p>(2) 施行日 平成28年2月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 自宅等で、いつでも施設利用予約が可能になり、利用率の向上が見込める。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>(1) 平成27年10月1日よりインターネット予約を開始。</p> <p>(2) 文書課において審査済み</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議付議後、速やかに改正事務を進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。